○国土交通省告示第千二百七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月八日

国土交通大臣　井林　辰憲

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1746	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業施設建築物北街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級	石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合	東京都練馬区石神井町３丁目27―23	令和８年９月16日

○国土交通省告示第千二百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月八日

国土交通大臣　井林　辰憲

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1747	薄板形鋼を用いた独立間柱構造である乾式二重間仕切壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中１－１－88	令和８年９月16日
1748	薄板形鋼を用いた独立間柱構造である乾式二重間仕切壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中１－１－88	令和８年９月16日

○国土交通省告示第千二百九号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和八年十月八日

国土交通大臣　井林　辰憲

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令８第3002号	審査請求の裁決	小井土直樹	令和７年８月１日付けで国土交通大臣が行った東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可処分（令和七年国鉄事第二百四十七号）の取消しを求める審査請求について
令８第3003号	審査請求の裁決	小井土直樹	令和７年９月26日付けで関東運輸局長が行った東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可処分（令和七年関鉄監第五十六号）の取消しを求める審査請求について

○関東地方整備局告示第二百二十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月八日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市吉岡字大安場一三二一番一三から同市吉岡字大安場一三四三番三まで	前	九三・七九～三七六・二一	メートル 〇・四六〇
	後	五一・八一～三二八・七一	〇・四六〇
成田市水の上九六二番七五から同市新田字道印田三六一番一まで	前	七六・一六～一四三・二〇	〇・〇二五
	後	七六・一六～一二四・九六	〇・〇二五
成田市一鍬田字北谷地四七七番五から同市三上二四五番二一八まで	前	八一・二六～一〇七・一二	〇・一〇九
	後	八一・二六～九九・六五	〇・一〇九
千葉県香取郡多古町間倉字五井台五一一番二から同町間倉字五井台五一四番一まで	前	五三・〇八～五三・五一	〇・〇〇五
	後	五三・〇八～五六・〇九	〇・〇〇五
千葉県香取郡多古町間倉字宮台三五二番四から同町間倉字宮台三五二番一まで	前	四〇・七四～六一・四二	〇・〇二〇
	後	五二・六四～六一・四二	〇・〇二〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月八日

中部地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊野市大泊町字カニダノ上七二四番六から三重県南牟婁郡紀宝町成川字耳切五番一まで	前	A　七・四〇～八・九〇	メートル	上記A、B、C、D、E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一三・三六～九・九〇	キロメートル 二一・九九三	
		C　一四・〇〇～九三・一三	五・一七〇	
		D　一四・〇〇～九六・六八	一・六二〇	
		E　一二・五〇～九四・五四	一・三九〇	
		F　一一・四七～六九・六三		
	後	A　七・四〇～八九・九〇		
		B　一三・三六～九三・一三	二一・九九三	
		C　一四・〇〇～九六・六八	五・一七〇	
		D　一四・〇〇～一二・九八一	一・六二〇	
		E　一二・五〇～八四・五四	一・三九〇	
		F　一一・四七～六九・六三		

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月八日

九州地方整備局長　森下　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八代市川田町東字石道一一三八番一から同市川田町東字前田一二六八番一まで	前	一五・七五～四二・二一	メートル キロメートル 〇・二三一
	後	一五・七五～四二・二一	〇・二三一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所